

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電 気 興 業 株 式 会 社

代表取締役社長 松 澤 幹 夫

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件
 - 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
- 以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本株主総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

（お知らせ）

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<http://www.denkikogyo.co.jp/>）にて、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当につきましては、業績に連動する形で今後の事業展開を勘案しつつ、株主の皆様へ利益還元申し上げております。当期の期末配当につきましては、これを踏まえ事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額939,604,605円

(注) 当期の年間配当は、前期と同じく1株につき年15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、既存事業の活性化投資、財務基盤の確保及び将来にわたっての企業体質強化のために必要な原資として有効活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

第88期中に取締役1名が退任し、またその他の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要、 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	まつ ぎわ みき お 松 澤 幹 夫 (昭和23年1月7日生)	昭和46年4月 当社入社 昭和59年4月 当社秘書室長 平成7年6月 当社取締役秘書室長 平成12年6月 当社専務取締役秘書室長、企画室、総務部、 人事部、経理部担当 平成13年6月 当社代表取締役副社長 企画室、総務部、人事部、経理部担当 平成19年6月 当社代表取締役副会長 経営企画部、人事部、財務担当 平成25年11月 当社代表取締役社長 現在に至る	121,518株
2	ふじ さく たかし 藤 咲 孝 (昭和23年6月4日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年10月 当社第三営業統括部長 平成16年7月 当社執行役員第二営業統括部長兼第二営業 統括部放送・情報システム営業部長 平成17年6月 当社取締役第二営業統括部長兼第二営業統 括部放送・情報システム営業部長兼支店統 括部長 平成18年6月 当社常務取締役第二営業統括部長兼支店統 括部長、デジタル放送推進室担当 平成19年6月 当社専務取締役第二営業統括部長兼支店統 括部長、営業管理部、第三営業統括部、デ ジタル放送推進室、高周波統括部担当 平成23年6月 当社取締役専務執行役員営業企画統括部長 兼電気通信営業統括部長、電算事務推進 部、関連部、安全管理部、支店統括部、施 設統括部、高周波統括部担当 平成25年11月 当社代表取締役副社長営業企画統括部長兼 電気通信営業統括部長、関連部、支店統括 部、技術開発統括部、機器統括部、施設統 括部、高周波統括部担当 平成27年4月 当社代表取締役副社長新規事業統括部長 現在に至る	45,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かさ い かつ あき 笠 井 克 昭 (昭和35年3月18日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員総務部長 平成21年7月 当社常務執行役員人事部長兼経営企画部長兼総務部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員人事部長兼経営企画部長兼総務部長兼電算事務推進部長 平成25年11月 当社代表取締役専務執行役員人事部長兼経営企画部長兼総務部長兼経理部長、秘書室、情報システム部、安全品質管理部担当 平成27年4月 当社代表取締役専務執行役員管理統括部長兼人事部長兼経理部長、秘書室、内部統制管理部、安全品質管理部、営業管理部、電気通信営業統括部、支店統括部、施設エンジニアリング統括部、技術開発統括部、機器統括部、高周波統括部担当 現在に至る	27,000株
4	は せ がわ あつ し 長 谷 川 篤 司 (昭和31年11月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年2月 当社高周波統括部設計部長 平成19年7月 当社執行役員高周波統括部長 平成21年6月 当社取締役高周波統括部長 平成23年5月 高周波工業株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成27年4月 当社取締役執行役員高周波統括部統括次長 現在に至る	19,000株
5	まき の とし かず 牧 野 敏 和 (昭和25年7月21日生)	昭和49年4月 当社入社 昭和61年9月 当社退職 デムテック株式会社へ移籍 平成2年12月 同社取締役 平成7年11月 同社代表取締役社長 平成20年5月 高周波工業株式会社代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役執行役員高周波統括部長 現在に至る	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	しもだ つよし 下田 剛 (昭和39年4月12日生)	昭和63年4月 当社入社 平成22年4月 当社機器統括部技術部長 平成24年7月 当社執行役員機器統括部統括次長兼機器統括部技術部長 平成25年6月 当社取締役執行役員機器統括部長兼機器統括部技術部長 現在に至る	7,000株
7	※にし ざわ しゅん いち 西 澤 俊 一 (昭和36年10月9日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年6月 当社技術開発統括部電気通信開発部長 平成24年7月 当社執行役員技術開発統括部統括次長兼技術開発統括部電気通信開発部長 平成27年4月 当社執行役員技術開発統括部長兼新規事業統括部統括次長兼技術開発統括部電気通信開発部長 現在に至る	13,000株
8	※ひさの つとむ 久野 力 (昭和36年2月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年6月 当社第一営業統括部電気通信営業部長 平成26年7月 当社執行役員電気通信営業統括部長兼電気通信営業統括部営業部長 現在に至る	9,000株
9	しんどう しゅう いち 進 藤 秀 一 (昭和21年6月1日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社入社 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ) 研究開発部担当部長 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役 新規事業推進担当 平成19年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役相談役 現在に至る	65,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
10	おお 　 た 　 よう 太 　 田 　 洋 (昭和42年10月3日生)	<p>平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）西村眞田 法律事務所（現西村あさひ法律事務所）</p> <p>平成13年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>平成13年4月 法務省民事局付（参事官室商法担当）</p> <p>平成15年1月 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律 事務所）パートナー</p> <p>平成16年8月 日本化薬株式会社社外監査役 現在に至る</p> <p>平成17年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成19年7月 西村あさひ法律事務所パートナー 現在に至る</p> <p>平成24年6月 光陽ホールディングス株式会社社外監査役 現在に至る</p> <p>平成25年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 現在に至る</p> <p>平成25年6月 公益財団法人ロッテ財団評議員 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] パートナー弁護士（西村あさひ法律事務所）、日本化薬株 式会社社外監査役、光陽ホールディングス株式会社社外監 査役、東京大学大学院法学政治学研究科教授、公益財団法 人ロッテ財団評議員</p>	0株
11	※ 須 　 佐 　 まさ 　 ひで 正 　 秀 (昭和22年8月11日生)	<p>昭和41年4月 仙台国税局入局</p> <p>昭和53年11月 税理士資格取得</p> <p>平成7年7月 蒲田税務署副署長</p> <p>平成17年7月 税務大学校東京研修所長</p> <p>平成18年7月 横浜中税務署長</p> <p>平成19年7月 退職</p> <p>平成19年8月 税理士開業 現在に至る</p> <p>平成20年9月 当社顧問税理士（現在は退任）</p> <p>平成24年5月 株式会社アセント社外監査役 現在に至る</p> <p>平成24年6月 一般社団法人関東信用金庫協会監事 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 税理士（須佐正秀税理士事務所）、株式会社アセント社外 監査役、一般社団法人関東信用金庫協会監事</p>	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 太田 洋氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
4. 太田 洋氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士として企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 太田 洋氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するものであります。
6. 須佐正秀氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。
7. 須佐正秀氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり国税庁の要職を歴任され、また、その後税理士としてご活躍されてきており、同氏の有する財務及び企業会計に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
8. 須佐正秀氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として、財務及び企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するものであります。
9. 当社は定款第27条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外取締役候補者である太田 洋氏との間で責任限定契約を締結しており、須佐正秀氏との間でも当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外取締役に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役森 吉光氏は、本総会終結の時をもって退任され、また、監査役大西正利、小林祥二の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、土屋辰一氏は森 吉光氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、森 吉光氏の任期が満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ つちや たつ いち 土屋 辰一 (昭和27年1月21日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年2月 当社生産・建設本部機器統括部担当次長 平成18年4月 当社機器統括部専任部長 平成18年5月 当社機器統括部総務部長 現在に至る	10,000株
2	おおにし まさ とし 大西 正利 (昭和25年8月20日生)	昭和48年4月 山一證券株式会社入社 平成10年4月 当社入社 平成15年7月 当社企画室長 平成18年11月 電興健康保険組合常務理事 現在に至る 平成19年1月 電興厚生年金基金(現電興企業年金基金) 常務理事 現在に至る 平成19年6月 当社監査役 現在に至る	12,000株
3	こばやし しょう じ 小林 祥二 (昭和30年9月6日生)	昭和63年4月 弁護士登録(東京弁護士会)小林元治法律事務所 平成4年7月 岩瀬法律事務所 現在に至る 平成15年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 小林祥二氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
 4. 小林祥二氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
 なお、同氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。

5. 小林祥二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するものであります。
6. 当社は、定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外監査役候補者である小林祥二氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月27日開催の第88回定時株主総会において補欠の社外監査役として岩瀬外嗣雄氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おおはた やす ひこ 大畑 泰彦 (昭和34年5月25日生)	昭和57年4月 野村證券株式会社入社 平成2年1月 ジャーディン・フレミング証券東京支店入社 平成3年2月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成11年1月 ソロモン・スミスバーニー証券会社マネージング ディレクター 平成16年8月 日興コーディアル証券株式会社トップマネージメント支援室長 平成22年3月 S M B C 日興証券株式会社機関投資家営業部長 平成24年9月 同社退職	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大畑泰彦氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 大畑泰彦氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、監査役に就任された場合に同氏が証券会社での経験を通じて培われた財務を中心とした企業経営に関する知見を、当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。
4. 当社は定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役の候補者である大畑泰彦氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役山口雅巳、野中和徳の両氏及び監査役森吉光氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の内規、従来慣例等を勘案し、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任をお願いしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山口雅巳	平成12年7月 当社執行役員施設統括部長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る
野中和徳	平成19年7月 当社執行役員営業管理部担当部長 平成21年6月 当社取締役 現在に至る
森吉光	平成20年4月 当社業務管理部長 平成20年6月 当社常勤監査役 現在に至る

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入についてのご承認を株主の皆様よりいただきました。その後、この対応方針については、平成21年6月26日開催の第83回定時株主総会及び平成24年6月28日開催の第86回定時株主総会（以下「平成24年定時株主総会」といいます。）において、それぞれ、その一部を変更のうえ継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、平成24年定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた買収防衛策を「旧プラン」といいます。）。

この旧プランは、平成27年6月30日をもって有効期間の満了を迎えますが、当社は、平成24年定時株主総会後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる近時の議論の動向等も勘案しつつ更なる検討を加えた結果、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として、下記Ⅰ記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを、平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、下記Ⅱ記載のとおり旧プランに語句・表現等の所要の修正を加えた上で（以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。）、平成27年7月1日より継続することを決議いたしました。

本議案は、株主の皆様の本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

本プランを決定した取締役会には、全ての社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席し、いずれの取締役及び監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 基本方針について

1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成24年5月14日開催の当社取締役会の決議により旧プランを継続し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和25年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きな企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をまいりました。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。また、新規事業の開拓に関しましては、平成27年4月1日より新規事業に特化した新たな専門部署を設置し、これまで以上に開拓を推進するための組織体制へと変更しております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

1. 本プランによる買収防衛策継続の目的

現在、当社には約1万名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主の方はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は公開会社の理念に相応しい開かれたものであって、幅広い株主の皆様を支えていただく形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今の企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化等により、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与え得る数の株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます。）が現われることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時における支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも

少なくありません。

以上の当社の株主構成及び企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記2(1)に定義されます。以下同じ。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記2(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、本プランによる買収防衛策を継続するに際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいふまでもありません。そのため、当社としては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認することを予定した上で、本プランによる買収防衛策を継続することを決定しました。なお、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されることとなります。

なお、平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。また、現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

本プランの具体的内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。

(1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置は発動されます。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を保有するに至ること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記

名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「買付説明書」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に提供します。

買付説明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前60日間に於ける大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に於けるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「代替案立案」といいます。）が困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当社株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び企業価値委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従ってその旨を適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に於けるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額及び種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行に関して付されている条件等の有無及びその内容、大規模買付行為及び関連する取引の実行の蓋然性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を含みます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為の完了後に企図している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社又は当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付者が濫用的買取者（下記(6)ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

- ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制の内容及び国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ⑨ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩ 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じ。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- ⑪ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細）

加えて、当社は、上記①から⑪までに記載する大規模買付情報のほか、当社取締役会又は企業価値委員会が合理的に必要と判断する情報を、当社が大規模買付情報の提供が完了した旨を株主の皆様に対して開示した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、書面により、大規模買付者に対して要求することができるものとします。なお、当該10営業日の期間中も、下記(4)に記載する取締役会評価期間の進行は妨げられないものとします。

なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

(4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過前又は別途企業価値委員会が株主の皆様からの意見集約等のための期間として設定した期間経過前には開始されてはならないものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが企図されている場合：最長60日間
- ② 上記①に該当しない形の大規模買付行為が企図されている場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の最大化の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、

意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとしたします。

なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に下記(6)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社は、取締役会評価期間が開始した場合、その旨を速やかに開示します。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、その旨及びその理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(5) 企業価値委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置します。

本プランによる企業価値委員会規則の概要については、（別紙3）のとおりであり、企業価値委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙4）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(6) 企業価値委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規

模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、企業価値委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、企業価値委員会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、企業価値委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の（ア）から（コ）までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情がある者を総称していいます。以下同じ。）に該当し、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- （ア）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- （イ）当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- （ウ）当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- （エ）当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)等に代表される、構造上当社株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社
の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 企業価値委員会によるその他の勧告等

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行います。

なお、当社取締役会は、企業価値委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(7) 大規模買付情報の変更

上記(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(8) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、当該割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙5）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、本プランに違反をした大規模買付者及びこの者と一定の関係にある者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件や、当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨や、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果や相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものといたします。

3. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成30年6月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討し、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プランの効力発生時に当社株主の皆様及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあります。

なお、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

- ア 当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。そして、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、法律上当然に新株予約権者となります。
- イ 当社株主の皆様による本新株予約権の行使が行われる場合、当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。当社株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個当たり 1 円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。
- ウ 他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主と異なる場合があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに金融庁及び東京証券取引所を共同事務局とする有識者会議が平成27年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値及び株主共同の利益の最大化

本プランは、上記1記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、①当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断すること、②当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、③当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の最大化を目的として、継続されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本プランによる買収防衛策の継続は、株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様よりご承認いただくことを条件とします。当社は、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りいたしますが、かかる議案が承認されない場合、本プランによる買収防衛策は継続されません。また、上記3記載のとおり、本プランの有効期間は、平成30年6月30日までといたしますが、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランは廃止されることとしており、本プランによる買収防衛策の継続だけでなく存続についても、

株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 企業価値委員会の設置

当社は、上記2(5)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(5) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を2年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

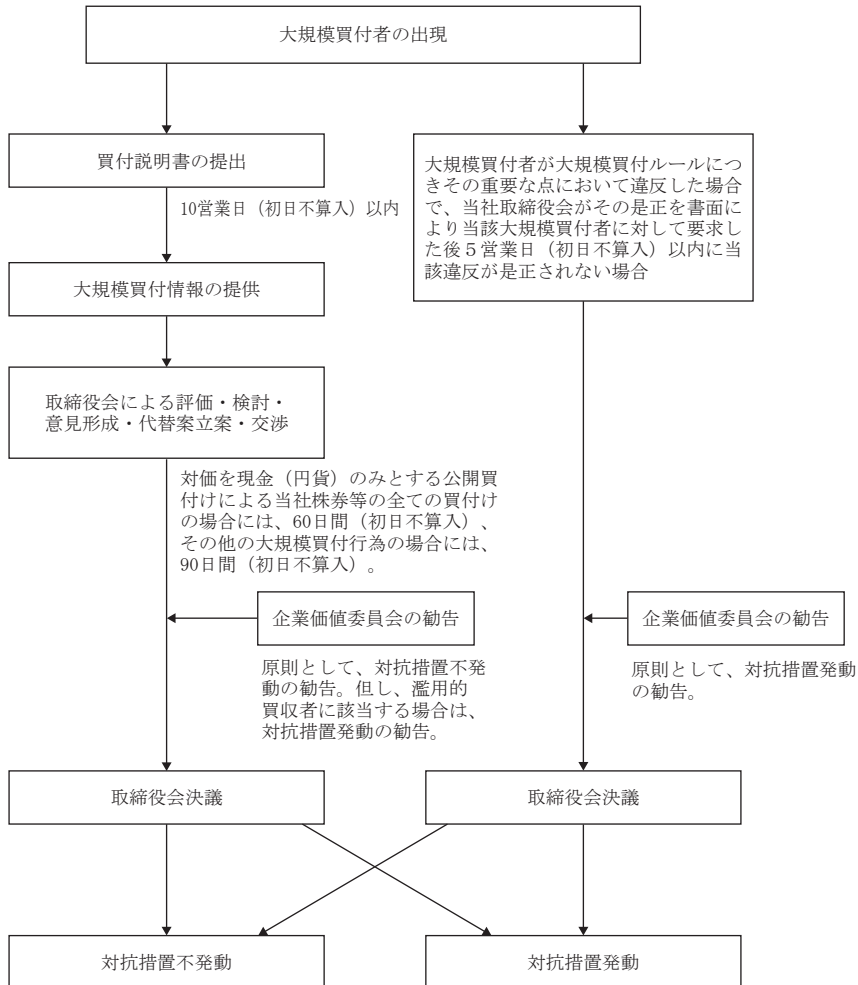
大株主の状況

平成27年3月31日現在

	株 主 名	持 株 数	持株比率
		千株	%
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,844	7.73
2	日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,222	3.55
3	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,061	3.29
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,008	3.21
5	株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	2.87
6	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,760	2.81
7	第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,750	2.79
8	電 気 興 業 取 引 先 持 株 会	1,462	2.33
9	電 気 興 業 従 業 員 持 株 会	1,233	1.97
10	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,209	1.93

- (注1) 上記の大株主構成等は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準にして記載しています。
- (注2) 当社は、自己株式7,783千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- (注3) 自己株式には、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する497千株は含まれておりません。

本プランの手の続の流れ



※ 別紙2は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

企業価値委員会規則の概要

1. 企業価値委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の合理性並びに公正性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、企業価値委員会（以下「企業価値委員会」という。）を設置する。

2. 企業価値委員の選任

企業価値委員会を構成する委員（以下「企業価値委員」という。）は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含む。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）のいずれかに該当する者の中から選任される。企業価値委員会の員数は、3名以上とする。

3. 企業価値委員の任期

企業価値委員会の委員の任期は、取締役会がその者を企業価値委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から平成30年6月30日まで又は別途その者と当社が合意した日までとするが、①本定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案が承認されなかった場合、②株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は③取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、企業価値委員の任期はその時点において終了する。

4. 企業価値委員会の権能

- (1) 企業価値委員会は、取締役会が随時企業価値委員会に諮問する、対抗措置の発動又は不発動の是非及び対抗措置の中止等の是非並びに取締役会が諮問するその他の事項（以下これらを総称して「本諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告を行う。
- (2) 企業価値委員会は、その決議に基づき、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、取締役会及び企業価値委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ることその他これに関連付随する行為（以下「専門家助言取得行為」という。）を行うことができる。専門家助言取得行為に際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。
- (3) 企業価値委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、又は取締役会に対して収集を要請することができる。また、企業価値委員会は、大規模買付者、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を企業価値委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。なお、

企業価値委員会は、自ら収集した資料及び情報の全てを、原則として取締役会に対して提出する。

5. 企業価値委員会の招集、決議

- (1) 企業価値委員会は、各企業価値委員が招集することができる。但し、取締役会が企業価値委員会に対して諮問を行うことを決議した場合には、代表取締役社長が企業価値委員会を招集する。
- (2) 企業価値委員会の招集は、企業価値委員会開催日の前日までに、各企業価値委員に対し、通知を発する方法その他適当な方法により行う。但し、緊急の場合には、この限りではない。
- (3) 企業価値委員会の決議は、原則として現任の企業価値委員全員が出席し（電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議する。但し、企業価値委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(別紙4)

企業価値委員会委員の氏名及び略歴

- [氏名]安齋 英明 (昭和27年5月19日生)
- [略歴]昭和50年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社
- 平成11年7月 同社金沢支店長
- 平成17年4月 同社執行役員兼横浜支店長
- 平成19年4月 同社執行役員名古屋支店長
- 平成20年4月 同社企業営業企画部顧問
- 平成20年6月 当社常勤監査役
- 現在に至る
- [氏名]小林 祥二 (昭和30年9月6日生)
- [略歴]昭和63年4月 弁護士登録(東京弁護士会)小林元治法律事務所
- 平成4年7月 岩瀬法律事務所
- 現在に至る
- 平成15年6月 当社監査役
- 現在に至る
- [氏名]太田 洋 (昭和42年10月3日生)
- [略歴]平成5年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)西村真田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)
- 平成13年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 平成13年4月 法務省民事局付(参事官室商法担当)
- 平成15年1月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)パートナー
- 現在に至る
- 平成17年6月 当社取締役
- 現在に至る

(別紙 5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数は以下の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割の比率又は株式併合の比率

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上で取締役会が別途定める金額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有

する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、引換えに交付する対価の有無及び内容について例外事由該当者と例外事由該当者以外の者として別異に取扱う旨の定めを設けることがあり得る。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の撤回事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者による大規模買付行為について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 企業価値委員会の現任委員の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

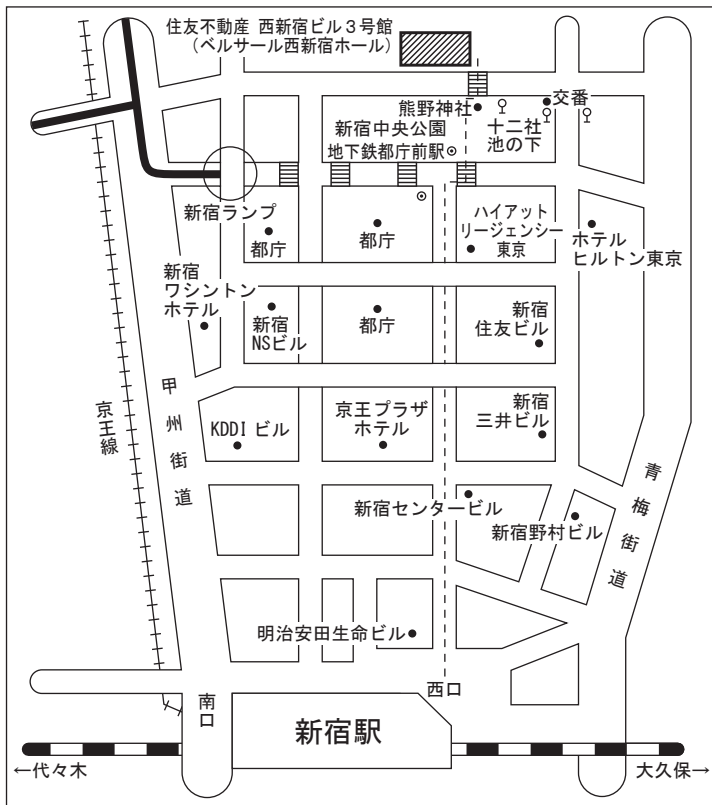
9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

会場案内図

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
電話03-3320-2611



●交通のご案内●

◇JR「新宿駅」西口より

徒歩 15分

タクシー 熊野神社前下車

バス 新宿西口バスターミナル16・17番乗場
「十二社池の下」下車熊野神社方向2分

◇地下鉄 都営大江戸線「都庁前駅」下車
A5出口から5分

※当会場には駐車場がございませんので、車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(第89回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 89 期 報 告 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

電 気 興 業 株 式 会 社

事 業 報 告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げや急激な円安による物価上昇の影響を受け、個人消費の低迷が長引いたものの、円安・原油安に伴う企業収益の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の金融政策正常化に向けた動きの影響や中国・その他新興国経済の成長鈍化等の懸念要因もみられることから、海外景気の下振れが、わが国景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移動通信関連分野ではLTEサービスの拡充に伴うアンテナ需要が増加しましたが、新規の基地局鉄塔数が減少していることから、鉄塔・工事関連需要については低水準での推移となりました。一方、固定無線関連分野においては、消防救急無線や防災行政無線を中心に需要が増加しております。また、放送関連分野では、V-Highマルチメディア放送の基地局需要が減少しております。その他分野においても、太陽光発電設備の案件が減少しております。高周波応用機器業界におきましては、主要顧客である日系自動車メーカーの海外生産拡大に伴って、設備投資需要が堅調に推移しております。なお、電気通信関連業界・高周波応用機器業界ともに価格競争が激化していることから、受注を巡る環境は厳しいものとなっております。

このような情勢の中で、当社グループはコーポレートガバナンスをより一層推進するために、企業行動憲章を遵守し、内部統制制度の充実と定着を図り、企業の社会的責任を果たした上で、業務改善活動を積極的に進め、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比7.0%減の455億6千4百万円となり、売上高につきましては、前年同期比2.0%減の475億4千1百万円となりました。

利益の面では、営業利益は34億5千6百万円で前年同期比8億4千1百万円(19.6%)の減益、経常利益は38億4千4百万円で前年同期比6億2千2百万円(13.9%)の減益となり、当期純利益につきましては、23億2千6百万円で前年同期比38億8千9百万円(62.6%)の減益となりました。

なお、前連結会計年度におきましては、厚生年金基金制度における代行部分(過去分)に係る返上益を特別利益に計上しております。

次にセグメントごとの概況についてご説明申し上げます。

〔電気通信関連事業〕

当事業では、移動通信関連分野においては、スマートフォンの普及に伴う通信量の増加に対応するため、移動通信事業者によるLTEの基地局投資が進められており、LTEサービス拡充に伴い複数の周波数が使用されるようになったことから、複数の周波数に対応可能な多周波共用アンテナの需要が増加いたしました。一方、鉄塔・工事については、LTE化投資が既存基地局を中心に行われていることから、新設の鉄塔数が減少傾向にあるため、需要は低水準での推移となりました。固定無線関連分野においては、平成28年5月末までにデジタル化の完了が予定されている消防救急無線需要が増加しているほか、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴って防災行政無線需要も発生しております。このほか、標準電波送信所設備の更新案件も売上に寄与しております。放送関連分野においては、携帯端末向けV-Highマルチメディア放送の基地局需要が継続しておりますが、放送エリアの構築が進展したことから、案件数は減少傾向にあります。また、前期に売上が増加したその他分野については、ラジオ送信所の敷地を活用した太陽光発電設備の建設案件が減少しております。なお、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では部門間・グループ間の連携強化による需要へのスピーディーな対応を図ると共に、製造原価の低減と生産性向上の推進に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比15.3%減の338億4百万円、売上高は前年同期比0.7%減の379億4千8百万円となりました。

〔高周波関連事業〕

当事業では、主要顧客である自動車関連業界において、海外生産の拡大に伴う設備投資の回復傾向が継続しております。このため、当事業の主力であります高周波誘導加熱装置については、海外向けの需要を中心に堅調な受注状況となりました。一方、熱処理受託加工については、消費税率引き上げに伴う国内自動車メーカーの生産調整がやや長引いたことが需要に影響いたしました。このような事業環境のもと、当事業分野といたしましては、積極的な提案による新規ユーザーの開拓に加え、フレキシブルな受注対応と価格競争力の向上による利益の確保に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比29.5%増の117億5千9百万円、売上高は前年同期比7.6%減の94億7千4百万円となりました。

〔その他事業〕

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の金融政策正常化に向けた動きの影響や中国・その他新興国での経済成長の鈍化が懸念されるものの、世界経済は緩やかな回復が続くものと想定されます。また、わが国経済についても、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、緩やかに回復していくことが期待されます。当社グループを取り巻く環境としては、移動通信関連分野においては、LTEに対応した多周波共用アンテナ需要の獲得に引き続き注力すると共に、平成26年12月に移動通信事業者に対してLTE-Advanced向けの新たな周波数帯が割り当てられたことから、新周波数帯に対応したアンテナ需要の取り込みを図ってまいります。固定無線関連分野では平成28年5月末のデジタル化完了に向けて、消防救急無線デジタル化需要の最終年度に当たることから、案件の受注獲得と着実な消化に注力すると共に、引き続き防災行政無線の需要獲得も図ってまいります。また、放送関連分野についてはV-Highマルチメディア放送需要の減少が予想されることから、V-Low帯の新たな活用需要等の取り込みを図ってまいります。このほか、新規事業としてLED航空障害灯の需要開拓にも注力いたします。高周波関連事業においては、日系自動車関連メーカーの海外生産シフトに対応して、海外拠点との連携強化を図ると共に、自動車関連以外の分野への需要拡大も進めてまいります。

このような見通しのもとで、当社グループは、従来方法にとらわれない変革を図り、需要開拓に向けた新規提案営業を強力に推進することで、成長の実現に向け一丸となり努めてまいります。さらに、価格競争力の徹底追求を強力に意識し、同時に計画的な人材育成による展開力の強化を目指します。また、将来想定される需要を確実に受注に結びつけるために、研究開発をより一層強化し、併せて安全・品質管理の徹底によって顧客の信頼向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、約10億5千1百万円であり、このうち主なものは、老朽化した設備、測定器の更新であります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

区 分	事 業 区 分	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 平成25年度	第 89 期 (当連結会計年度) 平成26年度	
受注高	電 気 通 信 関 連 事 業	28,297	39,283	39,905	33,804	
	高 周 波 関 連 事 業	8,698	9,467	9,078	11,759	
	そ の 他 事 業	—	—	—	—	
	合 計	36,996	48,751	48,983	45,564	
売上高	電 気 通 信 関 連 事 業	(工 事 高)	15,925	18,086	20,901	18,773
		(売 上 高)	11,974	13,883	17,309	19,174
		計	27,900	31,969	38,210	37,948
	高周波関連事業	(売 上 高)	8,134	8,896	10,252	9,474
		(賃 貸 収 入)	3	3	3	3
	そ の 他 事 業	(売 電 収 入)	—	—	36	114
		計	3	3	40	118
	合 計	計	36,038	40,869	48,504	47,541

(注) 連結損益計算書(22頁)の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 平成25年度	第 89 期 (当連結会計年度) 平成26年度
売 上 高 (百万円)	36,038	40,869	48,504	47,541
経 常 利 益 (百万円)	1,550	1,572	4,467	3,844
当 期 純 利 益 (百万円)	1,869	1,496	6,216	2,326
1 株当たり当期純利益 (円)	27.97	22.75	96.25	36.61
総 資 産 (百万円)	57,658	67,570	65,661	65,690
純 資 産 (百万円)	37,315	38,753	43,553	45,550

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 平成25年度	第 89 期 (当期) 平成26年度
売 上 高 (百万円)	30,259	32,692	38,513	37,627
経 常 利 益 (百万円)	1,050	1,500	3,287	2,943
当 期 純 利 益 (百万円)	1,044	1,002	3,681	1,886
1 株当たり当期純利益 (円)	15.63	15.24	57.00	29.68
総 資 産 (百万円)	45,923	53,328	52,594	51,223
純 資 産 (百万円)	31,815	32,639	35,000	35,954

(8) 主要な事業内容

電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売
共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工
各種民生無線機器の設計、製作、販売

高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売
高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売
各種真空炉の設計、製作、販売
高周波熱処理受託加工

その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸
太陽光発電による売電事業

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 電 興 製 作 所	92百万円	100%	金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工
株 式 会 社 デ ン コ ー	70百万円	100%	鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工
デンコーテクノヒート株式会社	70百万円	100%	高周波熱処理受託加工
株式会社ディーケーシー	20百万円	100%	電気通信施設の建設
フコク電興株式会社	17百万円	100%	有線・無線通信設備の設計、施工
高周波工業株式会社	10百万円	100%	高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め7社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 支 店	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
	本 社	東 京 都 千 代 田 区	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
	北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	大 阪 支 店	大 阪 府 吹 田 市
	仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市	中 四 国 支 店	広 島 県 広 島 市
	東 京 支 店	埼 玉 県 ふ じ み 野 市	西 部 支 店	福 岡 県 福 岡 市

(注) 平成27年3月31日付で東京支店を廃止し中央営業部に改組しており、平成27年4月1日以降は、当社の支店は6支店となっております。

工 場	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
	川 越 事 業 所	埼 玉 県 ふ じ み 野 市	鹿 沼 工 場	栃 木 県 鹿 沼 市
	川 越 工 場	埼 玉 県 川 越 市	厚 木 工 場	神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 電 興 製 作 所	栃 木 県 鹿 沼 市
株 式 会 社 デ ン コ ー	埼 玉 県 川 越 市
デ ン コ ー テ ク ノ ヒ ー ト 株 式 会 社	愛 知 県 刈 谷 市
株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
フ コ ク 電 興 株 式 会 社	福 岡 県 福 岡 市
高 周 波 工 業 株 式 会 社	神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	911 名	5 名
女 性	170	12
計	1,081	17

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	433 名	4 名	45.1 才	17.3 年
女 性	78	7	36.9	15.5
計又は平均	511	11	43.8	17.0

(12) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,159 百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	50

(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,424,226株
- (3) 株主数 9,804名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,844	7.73
日本生命保険相互会社	2,222	3.55
三井住友信託銀行株式会社	2,061	3.29
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,008	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	2.87
株式会社三井住友銀行	1,760	2.81
第一生命保険株式会社	1,750	2.79
電気興業取引先持株会	1,462	2.33
電気興業従業員持株会	1,233	1.97
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,209	1.93

(注) 1. 当社は、自己株式7,783千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式497千株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成27年2月6日の当社取締役会決議に基づき、平成27年2月9日から平成27年3月31日までの間、市場取引により、1,622千株の自己株式を総額884,871千円で取得いたしました。

なお、当該決議に基づく自己株式の取得は、平成27年4月2日に終了しており、平成27年4月1日から4月2日までの間に、78千株の自己株式を取得しております。その結果、当該決議に基づき取得した自己株式の累計は1,700千株であり、取得価額の総額は929,362千円であります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長		松	澤 幹 夫	
代表取締役副社長		藤	咲 孝	営業企画統括部長、電気通信営業統括部、支店統括部、技術開発統括部、機器統括部、施設統括部、高周波統括部、海外事業担当
代表取締役専務執行役員		笠	井 克 昭	人事部長兼経営企画部長兼総務部長兼経理部長、秘書室、情報システム部、関連部、安全品質管理部担当
取締役執行役員		山	口 雅 巳	施設統括部長、株式会社ディーケーシー代表取締役社長
取締役執行役員		野	中 和 徳	
取締役執行役員		長	谷川 篤 司	高周波工業株式会社代表取締役社長
取締役執行役員		牧	野 敏 和	高周波統括部長
取締役執行役員		下	田 剛	機器統括部長
取締役相談役		進	藤 秀 一	
取締	役	太	田 洋	パートナー弁護士（西村あさひ法律事務所）、日本化薬株式会社社外監査役、光陽ホールディングス株式会社社外監査役、東京大学大学院法学政治学研究科教授、公益財団法人ロッテ財団評議員
常勤監査役		森	吉 光	
常勤監査役		安	齋 英 明	東部ネットワーク株式会社社外監査役、古藤工業株式会社社外監査役
監査役		大	西 正 利	
監査役		小	林 祥 二	弁護士（岩瀬法律事務所）

- (注) 1. 取締役太田 洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 常勤監査役安齋英明氏及び監査役小林祥二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 監査役小林祥二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計	
支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
名	百万円	名	百万円	名	百万円
10	379	4	59	14	439

- (注) 1. 上記の報酬等の額には当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額87百万円（取締役9名に対し78百万円、監査役4名に対し9百万円）及び役員退職慰労引当金の繰入額76百万円（取締役10名に対し69百万円、監査役4名に対し6百万円）が含まれております。
2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 期末現在の人員は、取締役10名、監査役4名であり、期中の異動はありません。
4. 上記のうち、社外役員3名（社外取締役1名及び社外監査役2名）に対する報酬の総額は46百万円であります。
5. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において「年額8,000万円以内」と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役太田 洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、日本化薬株式会社社外監査役、光陽ホールディングス株式会社社外監査役、東京大学大学院法学政治学研究科教授及び公益財団法人ロッテ財団評議員であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役安齋英明氏は、東部ネットワーク株式会社社外監査役及び古藤工業株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役小林祥二氏が所属する岩瀬法律事務所と当社とは当事業年度末時点では顧問契約を締結しておりましたが、現在は顧問契約を解消しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

平成26年度の取締役会には、取締役太田 洋氏は17回中15回、監査役安齋英明氏及び監査役小林祥二氏は17回の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。

平成26年度の監査役会には、監査役安齋英明氏及び監査役小林祥二氏は14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、社外役員の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の不再任を妥当と判断した場合、会計監査人の不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のため、役員を始め、全使用人の意識の高揚啓発を行うものとする。

内部通報制度を整備し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果をコンプライアンス委員会、社長及び監査役に報告すると共に、取締役会に報告を行うこととする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に危機管理を推進するため、想定されるリスクを各部門において業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

各部門は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアルの作成・配布を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合は、各部門の長は、直ちに担当取締役を通して取締役会に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役に報告するものとする。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれに従って各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとするほか、社内規程に則り、重要な経営方針及び経営計画等については、事前に常務会を開催し、取締役会に付議される事項その他を十分に審議することとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、グループ各社において開催される重要な会議への出席等を通じ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

特に、リスク管理及びコンプライアンス体制については、グループ共通の課題としてとらえる。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回付を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

VI. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更した上で継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

なお、旧プランは、平成24年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年5月14日開催の当社取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月28日開催の当社第86回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(3)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、電気通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和25年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また、中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であるとと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合と

の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様のご共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといたしますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付行為を行おうとする者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといたします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様にご開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト(<http://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2012/baisyuu120514.pdf>)に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

また、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第89回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランに語句・表現等の所要の修正を加えた上で、継続することを決定いたしました。

その詳細については、株主総会参考書類12頁から34頁をご参照ください。

(4) 上記(2)及び(3)の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記(2)及び(3)に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が平成27年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	48,909	流動負債	15,661
現金預金	20,993	支払手形・工事未払金等	9,743
受取手形・完成工事未収入金等	19,198	短期借入金	1,159
たな卸資産	7,533	リース債務	29
繰延税金資産	527	未払法人税等	978
その他	667	未成工事受入金	190
貸倒引当金	△9	完成工事補償引当金	27
固定資産	16,781	製品保証引当金	66
有形固定資産	6,125	賞与引当金	612
建物・構築物	9,822	役員賞与引当金	96
機械・運搬具	7,751	工事損失引当金	60
土地	2,146	その他	2,696
リース資産	264	固定負債	4,479
建設仮勘定	241	長期借入金	100
その他	5,173	リース債務	58
減価償却累計額	△19,273	長期前受金	601
無形固定資産	190	繰延税金負債	219
投資その他の資産	10,465	役員退職慰労引当金	660
投資有価証券	6,482	退職給付に係る負債	2,773
長期貸付金	66	資産除去債務	49
長期預金	1,550	その他	16
退職給付に係る資産	740	負債合計	20,140
繰延税金資産	86	純 資 産 の 部	
その他	1,635	株主資本	43,344
貸倒引当金	△95	資本金	8,774
資産合計	65,690	資本剰余金	9,700
		利益剰余金	28,695
		自己株式	△3,826
		その他の包括利益累計額	1,568
		その他有価証券評価差額金	1,295
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	85
		退職給付に係る調整累計額	196
		少数株主持分	637
		純資産合計	45,550
		負債純資産合計	65,690

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	18,773	
製品売上高	28,649	
その他の事業売上高	118	47,541
売 上 原 価		
完成工事原価	16,033	
製品売上原価	22,916	
その他の事業売上原価	93	39,042
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,740	
製品売上総利益	5,733	
その他の事業総利益	25	8,498
販売費及び一般管理費		5,042
営 業 利 益		3,456
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	134	
その他の	394	528
営 業 外 費 用		
支払利息	37	
その他の	103	140
経 常 利 益		3,844
特 別 利 益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	254	261
特 別 損 失		
固定資産売却・除却損	39	
投資有価証券評価損	176	
その他の	0	217
税金等調整前当期純利益		3,888
法人税、住民税及び事業税	1,176	
法人税等調整額	333	1,510
少数株主損益調整前当期純利益		2,378
少数株主利益		52
当 期 純 利 益		2,326

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	8,774	9,700	27,102	△2,980	42,596
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			231		231
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	8,774	9,700	27,333	△2,980	42,827
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△964		△964
当 期 純 利 益			2,326		2,326
自 己 株 式 の 取 得				△901	△901
自 己 株 式 の 処 分		0		56	56
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	1,361	△845	516
当 期 末 残 高	8,774	9,700	28,695	△3,826	43,344

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 損 益	退 職 給 付 金 給 付 係 数 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	631	11	11	△224	430	527	43,553
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							231
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	631	11	11	△224	430	527	43,785
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△964
当 期 純 利 益							2,326
自 己 株 式 の 取 得							△901
自 己 株 式 の 処 分							56
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	663	△20	74	420	1,138	110	1,248
当 期 変 動 額 合 計	663	△20	74	420	1,138	110	1,765
当 期 末 残 高	1,295	△9	85	196	1,568	637	45,550

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数……………7社

連結子会社の名称

株式会社デンコー、株式会社ディーケーシー、株式会社電興製作所、フコク電興株式会社、DKKシノタイエンジニアリング株式会社、デンコーテクノヒート株式会社、高周波工業株式会社

②非連結子会社の数……………4社

非連結子会社は、DKK of America, Inc.、DKK (THAILAND) CO., LTD.、電気興業（常州）熱処理設備有限公司、DKK MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. であります。また、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり且つ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DKKシノタイエンジニアリング株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ii) デリバティブ……………時価法

(iii) たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

製品……………個別法又は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費等の費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補修見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

(iii) 製品保証引当金

納入した製品に係る将来の保証費等に備えるため、過去2年間の保証実績に基づいた将来の保証見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

(iv) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(v) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(vi) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(vii) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) 重要な収益及び費用の計上基準

原則として、売上高の計上は、工事完成基準及び出荷基準を採用しておりますが、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、当社及び国内連結子会社は原価比例法、在外子会社は契約された作業の物理的な完成割合による方法）を適用しております。

(ii) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(iii) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社グループでは、海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。為替予約の締結については、稟議決裁を受けた後に行い、以後の契約の実行及び管理は経理担当部門において行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(iv) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。但し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(v) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が359百万円減少し、利益剰余金が231百万円増加しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

(6) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は18百万円減少し、法人税等調整額が90百万円、その他有価証券評価差額金が62百万円、退職給付に係る調整累計額が9百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

未成工事支出金	766百万円
製品	2,114百万円
仕掛品	3,165百万円
原材料及び貯蔵品	1,486百万円

(2) 保証債務

従業員他の銀行借入金	3百万円
------------	------

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社グループの事業区分のうち設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 1,136百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数
普通株式 70,424,226株

(2) 剰余金の配当に関する事項
当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	964	15.0	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	939	15.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(注) 配当金の総額は、「従業員持株会連携型ESOP」の導入において設定した株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式に対する配当金7百万円を含めて記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入等による方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これら営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金預金	20,993	20,993	—
②受取手形・完成工事未収入金等	19,198		
貸倒引当金（※1）	△9		
	19,188	19,188	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	233	231	△1
その他有価証券	5,592	5,592	—
④長期預金	1,550	1,547	△2
資産計	47,557	47,553	△3
①支払手形・工事未払金等	9,743	9,743	—
②短期借入金	1,159	1,159	—
③長期借入金	100	100	0
④未払法人税等	978	978	—
⑤リース債務	87	84	△3
負債計	12,069	12,066	△2
デリバティブ取引（※2）	(13)	(13)	—

（※）1. 受取手形・完成工事未収入金等に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金預金及び②受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他は取引金融機関から提示された価格によっております。

④長期預金

これらの時価については、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき、算定しております。

負 債

①支払手形・工事未払金等、②短期借入金及び④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金及び⑤リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき、算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額656百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 722.73円

1株当たり当期純利益 36.61円

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。また、1株当たり純資産額の算定における「期末株式数」、1株当たり当期純利益の算定における「期中平均株式数」は、連結計算書類において自己株式として処理している株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度末497,000株、期中平均株式数558,167株)を控除して算定しております。

連結損益計算書上の当期純利益	2,326百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	2,326百万円
普通株式の期中平均株式数	63,543,845株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,587	流 動 負 債	11,825
現金預金	15,526	支払手形	1,185
受取手形	481	電子記録債権	1,711
電子記録債権	923	工事未払金	2,727
完成工事未収入金	8,475	買掛金	2,245
売掛金	5,069	短期借入金	148
製品	2,128	リース債権	19
未成工事支出金	308	未払法人税等	530
仕掛品	2,132	未払消費税	833
原材料及び貯蔵品	689	未成工事受入金	98
前払費用	112	完成工事補償引当金	174
繰延税金資産	318	完成工事保証引当金	25
その他	425	製品与引当金	66
貸倒引当金	△6	賞与引当金	374
固 定 資 産	14,636	役員賞与引当金	87
有形固定資産	5,074	工事損失引当金	30
建物・構築物	8,402	その他	1,566
機械・運搬具	1,453	固 定 負 債	3,443
工具器具・備品	4,461	長期借入金	100
土地	1,772	リース債権	29
リース資産	195	長期前受金	601
建設仮勘定	234	退職給付引当金	2,031
減価償却累計額	△11,446	役員退職慰労引当金	601
無形固定資産	165	繰延税金負債	17
投資その他の資産	9,395	資産除去債	49
投資有価証券	6,059	その他	13
関係会社株式	665	負 債 の 合 計	15,269
長期貸付金	65	純 資 産 の 部	
長期前払費用	24	株 主 資 本	34,684
前払年金費用	302	資本金	8,774
長期預金	800	資本剰余金	9,700
保険積立金	1,141	資本準備金	9,677
その他	424	その他資本剰余金	22
貸倒引当金	△86	利 益 剰 余 金	20,035
資 産 合 計	51,223	利益準備金	1,227
		その他利益剰余金	18,808
		特別償却準備金	283
		配当準備積立金	30
		役員退職積立金	108
		固定資産圧縮積立金	6
		別途積立金	10,271
		繰越利益剰余金	8,109
		自 己 株 式	△3,826
		評価・換算差額等	1,270
		その他有価証券評価差額金	1,275
		繰延ヘッジ損益	△5
		純 資 産 合 計	35,954
		負 債 純 資 産 合 計	51,223

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	14,564	
製品売上高	22,515	
その他の事業売上高	547	37,627
売 上 原 価		
完成工事原価	12,768	
製品売上原価	18,290	
その他の事業売上原価	258	31,318
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,795	
製品売上総利益	4,224	
その他の事業総利益	288	6,308
販売費及び一般管理費		3,919
営 業 利 益		2,389
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	336	
その他	331	667
営 業 外 費 用		
支払利息	11	
その他	102	113
経 常 利 益		2,943
特 別 利 益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	254	261
特 別 損 失		
固定資産売却・除却損	32	
投資有価証券評価損	176	
その他	0	210
税 引 前 当 期 純 利 益		2,994
法人税、住民税及び事業税	890	
法人税等調整額	218	1,108
当 期 純 利 益		1,886

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金							
	資本金	資 本 備 金	そ の 他 本 資 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
特 別 償 還 金						別 却 金	配 準 積 立 金	当 備 金	役 退 積 立 金	員 職 金	固 定 資 産 積 立 金	定 産 積 立 金	別 積 立 金
当期首残高	8,774	9,677	22	9,700	1,227	314	30	108	6	9,871	7,324	18,882	
会計方針の変更による累積的影響額				—							231	231	
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,774	9,677	22	9,700	1,227	314	30	108	6	9,871	7,556	19,113	
当期変動額													
剰余金の配当				—							△964	△964	
当期純利益				—							1,886	1,886	
特別償還準備金の取崩				—		△31					31	—	
別途積立金の積立				—						400	△400	—	
固定資産圧縮積立金の取崩				—					△0		0	—	
自己株式の取得				—								—	
自己株式の処分			0	0								—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—								—	
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△31	—	—	△0	400	553	921	
当期末残高	8,774	9,677	22	9,700	1,227	283	30	108	6	10,271	8,109	20,035	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 計	
当期首残高	△2,980	34,376	613	11	624	35,000	
会計方針の変更による累積的影響額		231			—	231	
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,980	34,607	613	11	624	35,232	
当期変動額							
剰余金の配当		△964			—	△964	
当期純利益		1,886			—	1,886	
特別償還準備金の取崩		—			—	—	
別途積立金の積立		—			—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—	
自己株式の取得	△901	△901			—	△901	
自己株式の処分	56	56			—	56	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	662	△16	646	646	
当期変動額合計	△845	76	662	△16	646	722	
当期末残高	△3,826	34,684	1,275	△5	1,270	35,954	

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法
製品……………個別法又は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費等の費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補修見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

③製品保証引当金

納入した製品に係る将来の保証費等に備えるため、過去2年間の保証実績に基づいた将来の保証見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑥工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち、損失発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による按分額をそれぞれの発生の翌期より費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑧役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

原則として、売上高の計上は、工事完成基準及び出荷基準を採用しておりますが、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社では、海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。為替予約の締結については、稟議決裁を受けた後に行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ヘッジの有効性の評価の方法

為替予約の締結時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の退職給付引当金が359百万円減少し、利益剰余金が231百万円増加しております。なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当期より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 特定融資枠契約(コミットメントライン契約)

当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と特定融資枠契約(コミットメントライン契約)を締結しております。

特定融資枠契約の総額	7,000百万円
期末残高	一百万円
差引高	7,000百万円

(2) 保証債務

従業員他の銀行借入金	3百万円
------------	------

(3) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	485百万円
短期金銭債務	2,121百万円
長期金銭債権	63百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社の事業区分のうち設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(2) 関係会社との営業取引高

関係会社に対する売上高	937百万円
関係会社からの仕入高	10,885百万円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高 227百万円

(4) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 1,130百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の数 普通株式 8,280,919株

※自己株式として株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)が保有する当社株式を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産) (単位：百万円)

貸倒引当金	4
賞与引当金	123
退職給付引当金	560
役員退職慰労引当金	194
投資有価証券評価損	207
ゴルフ会員権評価損	91
減損損失	65
その他有価証券評価差額金	37
その他	271
繰延税金資産小計	1,556
評価性引当額	△457
繰延税金資産合計	1,099

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△3
特別償却準備金	△136
その他有価証券評価差額金	△647
その他	△12
繰延税金負債合計	△798

繰延税金資産の純額 300

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は21百万円減少し、法人税等調整額が83百万円、その他有価証券評価差額金が62百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)電興製作所	所有 直接100%	各種アンテナ・電気通信機器等の製作・加工、設備の貸借、役員の兼任	売 上	4	未収入金	3
				設備賃貸入	48	立替金	1
				仕 入	2,892	前払費用	0
				受取利息金	80	工事未払金	12
						買掛金	267
						未払金	2

属性	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)デンコー	所有 直接100%	鉄塔等の製作・鍍金加工、設備の貸借、役員の兼任	設備賃貸入	185	未収入金	62
				仕 入	712	工事未払金	35
				受取利息金	90	買掛金	62
						未払金	0

属性	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高周波工業(株)	所有 直接100%	高周波誘導加熱装置等の製作・加工、高周波熱処理受託加工、電気機械器具等の製作、設備の貸借、役員の兼任	売 上	0	未収入金	0
				設備賃貸入	105	立替金	11
				仕 入	4,963	工事未払金	5
				その他の営業外収益	2	買掛金	1,116
						未払金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 578.58円

1株当たり当期純利益 29.68円

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。また、1株当たり純資産額の算定における「期末株式数」、1株当たり当期純利益の算定における「期中平均株式数」は、計算書類において自己株式として処理している株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式（当期末497,000株、期中平均株式数558,167株）を控除して算定しております。

損益計算書上の当期純利益	1,886百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,886百万円
普通株式の期中平均株式数	63,543,845株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、電気興業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、電気興業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

電気興業株式会社 監査役会

常勤監査役	森	吉	光	ⓐ	
常勤監査役(社外監査役)	安	齋	英	明	ⓐ
監査役	大	西	正	利	ⓐ
監査役(社外監査役)	小	林	祥	二	ⓐ

以上